OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	中国の伝統的海洋観と現代海洋法に関する見解
Author(s)	張, 詩羿
Citation	大阪大学, 2019, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/72441
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　ZHANG SHIAO　）	
論文題名	中国の伝統的海洋観と現代海洋法に関する見解

論文内容の要旨

海洋法に関して、現代中国は欧米諸国と相違し、海洋強国が主張している海洋の自由に反対する、換言すれば、海洋強国の活動範囲を牽制するという防御的解釈に基く見解を見せる。また、このような防御的解釈によって展開された国家実行により、中国と欧米諸国は対立が先鋭化している。中国はいかなる理由により、海洋法に関して防御的解釈を採ったのか、そして、海軍強国となりつつ中国の海洋法に関する見解は海洋法の発展にいかなる影響を与えるのかが問題となっている。

海洋法に関する欧米諸国の見解は、それらの国々が古代ローマ時代から近世・中世にわたり、海上貿易の必要に応じて形成された海洋の自由を重視するという認識に基づいてきた。しかし、中国はこのような欧米諸国の海洋法に関する見解の形成の経緯とは異なっている。本研究は歴史上の中国の伝統的海洋観を考察しながら、中国の海洋法に関する見解の形成経緯を検討する。

本稿は歴史的展開に沿って下記の三部、計七章により構成される。第一部では漢から清に至る海洋観を検討する。古代中国の統治者の認識からすれば海洋は従属的であった。農耕国家としての古代中国にとって、海上経済活動により創出された利益が中国経済全体に与える影響は僅少であった。くわえて、歴代王朝の安全保障上の中心は、西部や北部の脅威を陸上から排除することにあった。こうした背景にあって、古代中国では海洋は重要な意味をもたず、必要な場合には海洋活動全部を放棄し得るというきわめて特徴的な海洋に対する認識が形成された。19世紀中頃まで、明と清では海禁政策により、海上経済活動を停止し、海防も軽視していた。これは、1840年頃から列強の海上からの攻撃に中国が敗れ、半植民地とされることの布石となった。

そこで、第二部では、1840年アヘン戦争後の中国の海洋に関する認識の変化と海洋法の導入の関係を検討する。1840年アヘン戦争や1860年のアロー戦争をきっかけとして、中国は半植民地とされた。この時代から発生した海洋を防衛する必要性に対する認識は、海洋法に関する中国の解釈に影響を与えることになっていく。しかし、中華民国時代、中国は海洋法に関して防御的解釈を採ることはなかった。それは、安全保障上の最大な脅威が日本であったため、欧米との協調、つまり、防御的解釈を採用しないということが、安全保障上の利益となったからである。しかし、1949年に終焉を見た中国革命はこの状況を変化させた。革命後の中国は英米をむしろ安全保障上の脅威ととらえている。

そこで、第三部では、1949年中華人民共和国成立後の海洋法により中国が達成したい目標と中国の海洋法に関する見解の関係を検討する。中華人民共和国政府は、海洋法を安全保障上のための道具とみなす傾向が一層顕著になってきた。1958年領海声明を提出してから、中華人民共和国政府は自国の安全のため、欧米の見解とは異なる、防御的解釈に基づいて海洋法を解釈し始めた。後に、中華人民共和国が始めて参加した第三次国連海洋法会議での中国の見解からみれば、海洋法は中国が自国の安全保障上の目的を達成するための政治的またはイデオロギー的道具としての色彩が強くなった。1980年代から、中国は「改革開放」政策を実施したため、国の発展の中心はイデオロギー闘争から経済発展に移ってきた。この「改革開放」政策を背景として、中国の欧米諸国に対する対抗な姿勢は改善したが、欧米の海洋活動に対する防御的心理は依然として変化していなかった。そのため、1980年代から、海軍を強化した中国は海上の自国防衛線を拡大していった。このような新たな状況に応じて、中国は第三次国連海洋法会議当時に自国が強く反対していた軍艦の通過通航権を認めてきた。また、海洋法条約がEEZにおける軍事的活動に関して明確な規定を定めていないため、解釈論からみれば、海洋強国の活動範囲を縮めるために海洋法条約に対して防御的解釈を採っている中国は、自国のEEZにおいて外国の軍事的活動に対して規制権限を主張する可能性がないとはいえないが、中国は自国のEEZにおける米軍の活動に事実上対抗措置をとっていたが、それの根拠について中国は、確固とした解釈を有しているわけではなかった。こうしてみれば、現在の中国は防御的解釈を放棄していないが、将来の自国の遠海活動が妨害されないようにするため、海洋法に関する見解には新たな動向も見せているといえよう。

ここまでの検討から見れば、1840年以降、中国は海上からの欧米の攻撃によって、安全保障のために海上からの脅威を自国沿岸から遠ざけたいという心理が発生し、それは現代中国においても通底しているのであるとわかる。とり

わけ、1949年以降、安全保障上の脅威が一層深刻になったため、海洋に対する中国の防御的心理はさらに強くなっていた。このような状況を背景として、海戦力が強化されつつある中国は、欧米諸国と異なり、防御的目的を実現するために海洋に進出する海軍強国になることは可能だと考えられる。こうした中国は、将来に、中国は自国の海上の防衛線を遠海まで展開するために、中国は領海外の海上活動、特にEEZにおける活動に関して、欧米諸国と共通の見解を示しつつあり、欧米の解釈と軌を一にする可能性も否認できない。ただし、海洋に対する防御的心理という特徴からみれば、自国の安全保障上の必要に応じて、中国は直線基線で画定される広大な領海に関しては依然として閉鎖海的な見解を維持いていく可能性が高いと思える。すなわち、将来に中国はEEZにおける軍事的活動を認めていく可能性がみえるが、1989年の米ソ統一解釈のように領海内に軍艦の無害通航権も承認するほどの海洋法に関する見解の転換はまだ期待しがたいと考えられる。

さらに、将来に、自国の安全を保障するという目的を実現するために、中国はこれからさらに新しい国家実行を見せる可能性もあるといえよう。これらの新しい国家実行は、将来に海洋法の発展に対して影響を与えると考えられる。すなわち、海洋法条約の締約国として中国は、海洋法条約の解釈に対して新しい見解を提供する可能性もあるといえよう。それゆえ、中国の海洋法に関する見解の経緯を念頭に置きながら、中国の動向を注目しつつ、継続的に研究する必要があると考えられる。その際には、欧米と異なる海洋観を中国が依然として持っていることに留意する必要があるといえよう。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（ ZHANG SHIAO ）		
	（職）	氏　名
論文審査担当者	主 査　教 授　真山　全 副 査　教 授　村上　正直 副 査　准教授　和仁健太郎	

論文審査の結果の要旨

１．対象分野・中心的論点

ZHANG SHIAO(張詩昇)学生提出博士論文「中国の伝統的海洋観と現代海洋法に関する見解」(全160頁)は、中国の伝統的海洋観が中国の海洋法解釈及び海洋法政策形成になお大きな影響を与えていることを論証するものである。本論文は、漢以来の海洋観を歴史的に見た上で、19世紀に中国が海洋法に接触して以降もそれが如何なる影響を法解釈や政策形成に与えてきたか、そして今日中国はその国家目標達成の観点から如何なる法解釈を指向しているかを分析している。本論文は、従って、特定の国際法規則の解釈問題を扱うのではなく、中国の海洋法認識の史的分析であってその意味では国際法史に属する論文であり、更に国際法政策的な分析も行うものであるといえる。

国際法史的な分析から本論文は、次のような新知見を提示する。まず第一は、古代から現代までの中国の海洋観には一定の連続性が見られるということである。即ち、中国にとって海洋はその生存に必ずしも不可欠なものではなかったという意味で、西洋諸国と異なり、海洋に副次的乃至従属的な地位しか与えなかったことである。第二に、その従属的地位の故に積極的海洋進出も継続的にはなさず、それがために19世紀に列強が海洋から中国に迫った際に海洋との関係では防御的心理が発生し、それは海洋法との最初の接触でもあったため、国家的生存を確保するために海洋法の防御的解釈が生じたことである。そして第三に、今日海洋進出を積極的になすに至ったにもかかわらず、中国のこの防御的解釈を転換しようとせずむしろそれを維持しようとしていることである。

国際法史の論考を著すことは、経験を積んだ国際法研究者でもなかなかできない。歴史に於いては連続と非連続が交錯するのが常で、とりわけ中国は長い歴史を有するのであるから、過度の単純化に陥ることなく歴史的な展開を記述するには難しい。張論文は、この困難な主題に取り組む意欲的なもので、海洋観の連続性を確認し、更に海洋の従属性、海洋に対する防御的心理、そして海洋法の防御的解釈という展開を見い出した。

２．論文構成・概要

本論文は、序章「中国の伝統的海洋観の検討の国際法的意義」、第一部「海上朝貢貿易と海洋の従属的地位－古代中国の海洋観」(第一章(漢～元)、第二章(明～清))、第二部「列強の侵略と海洋制度の整備－防御的心理の発生」(第三章(清末)、第四章(中華民国))、第三部「中華人民共和国の海洋法に関する見解－海軍強国の牽制と防御的解釈」(第五章(革命～1960年代末)、第六章(第三次国連海洋法会議)、第七章(改革開放後))、及び終章「安全保障の必要の変遷と中国の海洋法に関する見解の展開」から構成される。

第一部は、漢から清の時期を扱う。そこでは中国の経済的中心が長く内陸にあり、対外防衛上の関心も北方や西域にあったことから、一時期の海洋展開を除いて海洋は経済と安全保障の双方において重要性を持たないという意味で従属的なものとされたと評す。本論文では、海禁という海洋管理放棄政策すらとっていたことにも触れ、海洋の従属的位置を明らかにした。第一部は、国際法成立前の時期を含むが、この時代に形成された海洋観の上に西洋由来の海洋法が被さるから、こうしたいわば国際法先史時代を扱う意義の大きいことはいうまでもない。

清末から中華民国期を扱う第二部では、海洋を従属的なものとする海洋観を持つ中国に列強が海洋から圧迫を加えてきたことから海洋に関して防御的な心理が生じたことを論証しようとしている。西洋列強進出は西洋起源の海洋法を伴うものであったから防御的心理が海洋法の防御的解釈として現れたと指摘する。19世紀後半には日本も海洋法と遭遇するが、日本が台湾や朝鮮進出ですぐさまいわば攻勢的姿勢に転換したことも想起すればこの指摘は興味深い。20世紀前半になると最大の対外的脅威は日本に変わる。本論文では、国際連盟期のハーグ法典編纂会議もあって海洋法関係国内法整備を開始しようとしていた中国は、日本の侵略に対抗するため海洋法解釈上、西洋列強

と歩調をあわせようとしたがこれも防御的という意味では一貫したものであると分析している。

第三部は、中国革命から現代までを扱う本論文の中心的部分である。前述の通り同部は、国府海軍と米海軍から軍事的圧迫を加えられていた中国革命から1960年代末までの時期、中国国家の代表として北京政府が初めて海洋法の形成に能動的に参加し、第三世界と協同して米ソ海洋覇権を拒否しようとした第三次海洋法会議の10年間、そして改革開放から「新型海軍強国」と自らを称するに至る迄の三章から成る。同部の扱う時期では、米海軍の脅威は米中国交正常化で一旦消滅し、それがさらに1990年代末になって復活するなど海上の安全保障環境は大きく変化する一方で、中国の経済力や海軍力が著しく強化された。しかし、革命中国が1958年に示した海洋法関係国内法令で示された防御的解釈は今日でも維持されていることを同部の分析は示している。外洋海軍国となれば欧米の海洋法解釈に近づくといわれ、1970年代以降のソ連の海洋法解釈転換がそれを例証し、海軍国となった中国も法解釈を改めつつあるとしばしばいわれる。しかし、本論文は、中国共産党のイデオロギー上の目的から海洋法がいわば道具的に都合良く解釈されてきたことは否定できないとしても、この時期にも防御的解釈に変化はないことを証明しようとしている。その証明に用いられたのが海洋法条約上の次の二つの解釈問題に関する中国の姿勢である。

一つは、無害通航と通過通航の問題である。軍艦に無害通航権があるかの争いが長く存在し、中国はそのような権利を否定してきた。しかし、通過通航権に関してはこれを認め最近自ら日米領海等で公然行使するようになり、これが米と同じ解釈に本格的に転換する法政策的変化の兆候といわれた。本論文は、通航権を巡る海洋法条約解釈論争を見た後、中国領海内に通過通航適用のある国際海峡はないから外国軍艦軍用機が通過通航として入ってくる懸念はなく、軍艦無害通航を否定する解釈さえ維持しておけば安全保障上問題は無いと冷静に中国が判断した結果であると分析している。もう一つは、排他的経済水域(EEZ)での外国軍事活動許容性問題である。中国はそのEEZ内での米海軍等の軍事活動を排除しようとしながらもEEZ内外国軍事活動を明文で禁止する国内法を持たない。防御的解釈をとっているなら、何故そうした国内立法をなさないかは謎のままであった。本論文では、海洋法条約上EEZ内外国軍事活動がそもそも許容されるかの分析を行った後、それを許容する解釈が成立すること、そして中国はそれを認識しつつむしろ中国海軍が外国EEZで軍事活動を行い脅威を遠方で破砕して防御を確保するという前方(遠海)防御の法的可能性を確保する方が得策と判断したと分析する。つまり、二問題のいずれについても海洋の自由を指向し始めた兆しではなく防御の確保という安全保障上の理由からとするのが注目される。これらの問題に関しては整合的説明がしにくく、党中央、外交部、国防部の不一致に原因を求める論評もあったが、本論文は、政府内対立を想定しなくとも合理的に説明しうるとし、中国も海洋法条約の枠内で国家的利益を最大化する解釈を論理的に追求していることを証明した。これは、中国の国際法政策の検討の観点からも興味深い分析である。

３．評価

従属的なものとして海洋を捉えることから生まれた防御的な心理と解釈により中国と海洋の関係について歴史的に説明が可能で、今日でもその説明が基本的に妥当するという指摘は重要であり、海洋法史上の一つの発見といえる。こうした中国史全体を通して海洋秩序を見る論考は海軍力増強前の1990年代初の英の若干の文献以来ない。中国の経済力と海軍力の伸張からその海洋法解釈の影響力は今後強くなっていこうから、本論文のように、その海洋観を確認しておくことは、中国の新たな活動が生じてもそれを冷静に分析するためにも重要であろう。

他方、本論文にいくつかの問題があることは指摘されるべきである。第一は、基本的概念を説明のないまま用いていることである。国際法政策の語には十分な説明がなく、防御的の意義についても国家防衛と同義なのか又は沿岸国管轄権強化による外国艦艇排除のことかはっきりしない。前者の意ならば、米国とて防御的解釈をとっているといえ、分析概念として意味を持たなくなる。これらの鍵になる概念の説明不足により説得性が低減した。第二は、防御的心理･解釈という単一要素で説明しているがその証明にやや不足がある。また、海洋が従属的ではなく死活的に重要になれば防御的心理は消滅するはずであるのに、防御的心理とそれに由来する防御的解釈が今後も維持されるとしているのも理解しにくい。第三は、法的議論との関連性が希薄なことである。特定の法的問題を追究するのではない法史的論考であるからやむを得ない面はあるが、未開拓の法的問題が多数あるいわば宝の山ではずであるのに踏み込みが足りない。比中仲裁裁判に関しても紛争平和的解決に関する中国の根本理解に係わるだけに更に分析を要す。第四に、これまで参照困難であった中国語文献多数を用いた点では評価されようが、海洋法の欧文文献や先例の参照が充分とはいえず、そのためもあって海洋法の一般理論と関連させるべき記述も不充分である。更に、表題も内容に即したものにすべきである。

こうした難点はあるものの、総合的に評価すれば、中国の海洋観及び海洋法観に関する分析は学界に貢献するものといえ、本論文により博士(法学)の学位を授与することができると審査委員会は全員一致で判断する。本論文に剽窃がないことを確認した。　(了)